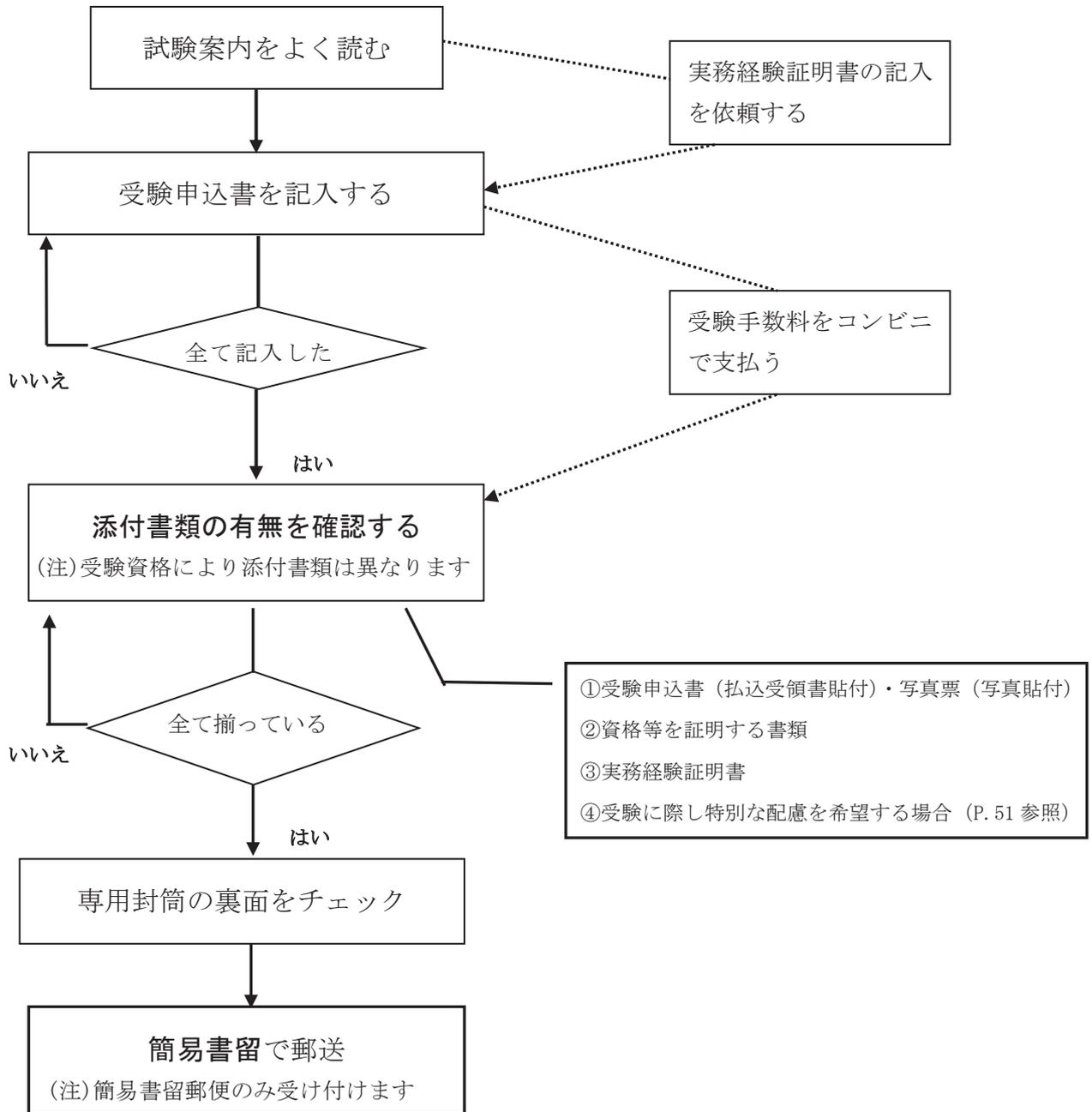


Ⅱ. 受験申込までの手順

試験案内を熟読し、申込書の記入漏れ、必要書類の不足がないよう、よく確認してください。



- 【注意】 申込受付期間 平成30年5月21日(月)～平成30年6月30日(土)
- ・ 6月30日(土)の消印のあるものまで受け付けます。
 - ・ 7月1日(日)以降の消印のものは、受け付けられませんので注意してください。



申込みにあたっての注意事項（受験者必読）

1 受験地は千葉県ですか

千葉県で受験できるのは、次の方です。

(1) **申込日現在**、受験資格に該当する業務に従事しており、その勤務地が千葉県内である方

(2) **申込日現在**、受験資格に該当する業務に従事していないが、住所地が千葉県内である方

※申込みに際しては、必ずご自身で受験地を確認してください。(P.7「1 受験資格(1)」参照)

2 申込必要書類を確認し、全て揃えて申し込んでください

(1) 受験申込書の添付書類は、**全てA4版**にして提出してください。

(2) 受験申込書類が送付され、資格審査が終了した書類及び受験手数料については、一切お返ししません。

(3) 受付期間を過ぎた受験申込書は受理しません。

(4) 受験資格を有しない場合は、受験申込書は受理できません。

(5) 受験申込書類の提出前に封筒裏の「試験申込必要書類チェック表」で、不足書類がないかを確認してください。

(6) 試験申込み後に、氏名・住所等の変更があった場合は「申込書記載事項変更届」(P.56)により、速やかに千葉県社会福祉協議会に**簡易書留**にて郵送してください。

3 国家資格で受験する場合は、国家資格登録日以降が実務経験に算入可能

国家資格を持ち、その本来業務を受験資格として申し込む場合、実務経験の発生時点は国家資格の登録された日以降その業務についた初日となります。受験資格要件である日数、年数を計算される際、必ず登録日を確認してください。

【注意】国家資格を持ち、その業務で勤務し始めていても、資格の登録日以前の分は算入できません。

4 その他

(1) 受験申込書に記載する際には、P.36～P.43、実務経験証明書の作成については、P.44～P.47を参照してください。

(2) 過去に問い合わせの多かった事項を質問&回答(Q&A)としてP.16～P.18に掲載してあります。申込書の作成、実務経験証明書の作成依頼の際には必ずご一読ください。

(3) 受験資格要件となる複数の国家資格を有している場合は、それぞれの免許証・登録証の写しを提出してください。(P.13参照)